水質基準項目と基準値（52 項目）

水道水は、水道法第4条の規定に基づき、「水道基準に関する省令」で規定する水質基準に適合することが必要です。

（令和 8 年 4 月 1 日施行）

項目	基準	項目	基準
一般細菌	1mL の検水で形成される集落数が 100 以下	臭素酸	0.01mg/L 以下
大腸菌	検出されないこと	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L 以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L 以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.05mg/L 以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下	塩化物イオン	200mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下
1、4－ジオキサン	0.05mg/L 以下	蒸発残留物	500mg/L 以下
シス1, 2－ジクロロエチレン及び トランス1, 2－ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L 以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	有機物（全有機炭素（TOC）の量	3mg/L 以下
塩素酸	0.6mg/L 以下	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L 以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	色度	5 度以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	濁度	2 度以下